

告 示

埼玉県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理事	橋 本 武 雄	埼玉県久喜市高柳九百九十七番地
同	飯 塚 精 一	同 羽生市北二丁目二番四号
同	五 月 女 行 一	同 大字今泉千百五十二番地
監事	染 谷 博	同 加須市北平野二百二十三番地一